

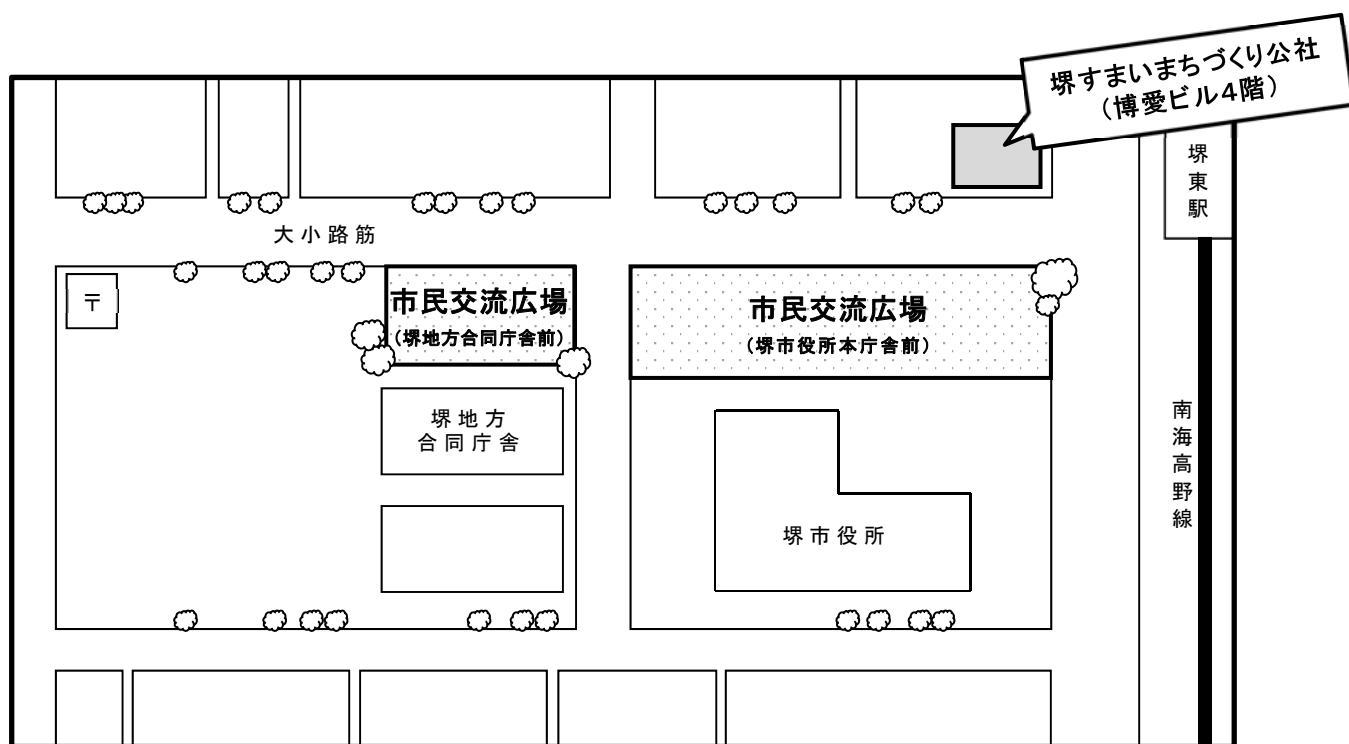
堺市市民交流広場の使用ガイド

堺市では、中心市街地の活性化につながるよう、市民の皆さまに親しまれ、まちのにぎわいを生み出す「にぎわい空間、ふれあい空間」として、堺市役所前から堺地方合同庁舎前を市民交流広場として整備を進めています。

平成27年5月、堺地方合同庁舎前広場が完成。同年7月には堺市市民交流広場条例を制定し、広く市民の皆さま、市内外の個人、団体、事業者の皆さまに広場をご使用いただけるようにいたしました。

現在、市役所前広場は整備工事のためご使用いただけませんが、合同庁舎前広場はご使用いただけます。

この趣旨をふまえ、まちのにぎわいを創出するイベントや発表、コミュニケーションの場として、市民交流広場をぜひご活用ください。



※南海高野線「堺東駅」西出口より南西へ約300m

お申込み・お問合せ先

堺すまいまちづくり公社 まちづくり事業課

〒590-0077 堺市堺区中瓦町2丁3番24号 博愛ビル4階

TEL:072-222-4050 FAX:072-222-4063 MAIL:hiroba@sakai-j.jp

受付時間9:00~17:30(土日祝除く)

広場を使用できる行為および使用料

(1) 使用について

堺市市民交流広場は、まちのにぎわいの創出に資する交流の場及び市民が親しみを持てる憩いの場として、イベントや発表など、さまざまな活動にご使用いただくことができます。ご使用には事前申請と許可が必要です。

使用できる行為等	使用料
<ul style="list-style-type: none">・貼り紙、貼り札等の表示・ビラ、ちらし、パンフレット等の配布・募金等・催し (競技会、展示会、博覧会、集会、音楽会、発表会等)	原則 無 料
<ul style="list-style-type: none">・物品の販売、食材の提供、商品の宣伝、展示又は販売、その他営利を目的とする行為・業として写真、映画等を撮影する行為・興行	使用面積 1平方メートルにつき 1日10円

(2) 使用時間

午前9時から午後9時まで

※使用時間には、準備や後始末に要する時間を含みます。

※音を発する場合などは時間の制約があります。

(3) 使用期間の限度

連続7日間まで

(4) 広場における禁止行為

- ①火災、爆発その他の危険が生ずるおそれがある行為
- ②広場の施設、附属設備、器具備品等を破損し、または滅失する行為
- ③樹木を伐採し、または採取する行為
- ④ごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- ⑤特定の宗教または政党に勧誘する行為
- ⑥その他広場の管理運営上支障があると認められる行為

使用手続きの流れ

① 電話での事前相談・仮予約

堺すまいまちづくり公社
☎ 072-222-4050
まずはお電話にて空き状況をご確認ください。

- ・ご使用予定日の1年前から事前相談・仮予約を受け付けます。
- ・電話にて使用希望日やイベント等の概要をお伝えの上、空き状況をご確認いただき、ご希望の日程が空いていた場合、仮予約が可能です。

② 事前打合せ

- ・イベント等の詳細、設営・撤去に伴う搬出入の時間や経路等についての確認をします。

③ 使用のお申込み

- ・仮予約後、原則として使用日の6ヵ月前から10日前までに使用許可申請書・事業計画書・図面を直接ご持参にてご提出ください。
- ・書類の受付により予約の完了となります。なお、メールやFAXでのお申込みは受け付けておりません。

④ 使用許可の審査

使用料 **無料** の場合 →

- ・審査後、使用許可書を発行いたします。

使用料 **有料** の場合 →

- ・審査後、納入通知書を発行いたしますので、支払期限内に使用料をお支払いください。支払期限までにお支払いがない場合には、予約を取り消し、今後のご使用についてはお断りすることがありますので、ご了承ください。
- ・お支払い後に納入通知書に附属の領収書をご提出ください。後日、使用許可書を発行いたします。

⑤ 使用日前日

- ・必要な場合、分電盤、散水栓のカギを取りに来てください。(広場の設備については図面参照)

⑥ 使用日当日

(イベント等の実施・原状回復)

- ・使用期間中は使用許可書を携帯し、申請内容に従って広場をご使用ください。使用後は原状回復し、ゴミ等はお持ち帰りください。

⑦ 使用后

(実施報告書提出・貸出品返却)

- ・広場の使用后、実施報告書を提出してください。(メール・FAX可)
- ・カギ等の貸出品を返却してください。

広場使用上の注意点

(1)関係法令等の遵守

イベント等を実施する場合は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）、堺市市民交流広場条例、同条例施行規則および当使用ガイドを遵守してください。

また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。万一、届出等の不備のため開催不能となった場合においても一切の責任を負いません。

(2)特にご注意いただきたいこと

■禁煙

広場内は、終日、禁煙です。

■音響設備等

通行者や周辺住民等から苦情が寄せられたときは、使用者において対応し、万一、イベント等が中止になった場合についても、中止に伴う一切の責任を負いません。また、広場の管理上支障がある場合は、音量制限をしていただくことがあります。

■搬出入

広場内に、搬出入のための車両を進入させることは可能です。搬出入が終わり次第、広場から退出願います。駐車は禁止です。通行者等の安全を優先させてください。

■駐車場・駐輪場

駐車場は、近隣の有料駐車場（市役所地下含む）をご利用ください。

駐輪場は、市役所駐輪場をご利用ください。

■使用時の会場管理

・安全の確保に努めてください。また、催しの内容によっては傷害保険・損害賠償保険に入ることをおすすめします。

・使用期間中は、使用許可書を必ず携帯し、提示を求められた場合には速やかにご提示をお願いします。使用中は、通行者の安全確保、使用場所内の貴重品等の保管に留意し、防犯を心がけてください。

・広場内に排水設備はありません。トイレ等での給排水はできません。

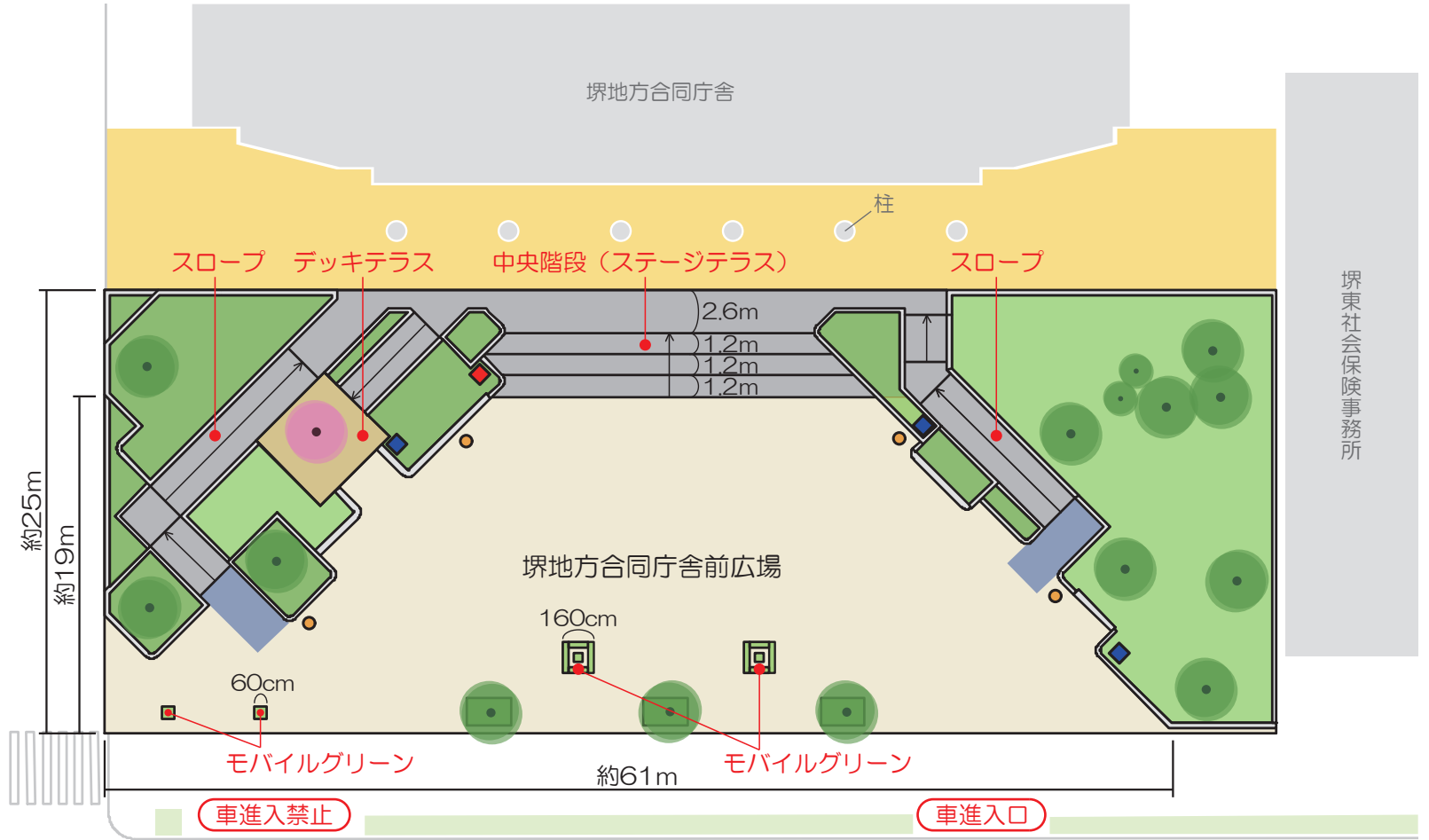
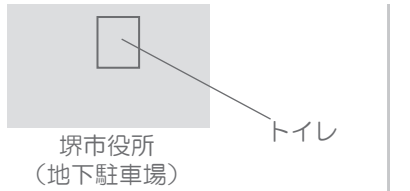
・広場は公共の施設です。大切に使ってください。万一、使用者が広場・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故および物品等の盗難・破損等のすべての事故について、その責は使用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償していただきます。

■清掃・原状回復

使用後は原状に回復し、広場内で発生したゴミ・汚水は当日全て持ち帰ってください。

堺市市民交流広場
堺地方合同庁舎前広場

- 凡例
- 電源 (750VA x 5)
 - 散水栓
 - 広場照明灯
 - 植栽
 - この範囲に物は設置できません
 - 堺地方合同庁舎敷地のため使用禁止



← 至 南海高野線 堺東駅

至 阪堺線 大小路駅 →

